

アルファエフエックス株式会社に対する行政処分について

アルファエフエックス株式会社（以下「当社」という。）に対して、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告を求めたこと等により、以下の事実が認められる。

当社は債務超過状態にあるとしており、平成 19 年 11 月 6 日に東京地方裁判所に対し、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項に基づく破産手続開始の申し立てを行い、同年 11 月 9 日に同裁判所から破産手続開始の決定がなされている。

このような当社の状況は、法第 52 条第 1 項第 7 号に規定する業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるときに該当すると認められる。

また、上記報告によれば、当社は証拠金その他の保証金等について、自己の固有財産と区分していない等、法第 43 条の 3 の規定に基づく管理を行っていないと認められるため、法第 52 条第 1 項第 6 号に該当する。

以上のことから、本日、当社に対し、下記の行政処分を行った。

記

(1) 法第 52 条第 1 項第 6 号及び第 7 号の規定に基づく業務停止命令

平成 19 年 11 月 9 日から平成 20 年 5 月 8 日までの間、全ての業務（当局が個別に認めたものを除く。）の停止。

(2) 法第 51 条の規定に基づく業務改善命令

- ① 投資者の正確な把握及び投資者から預託を受けた証拠金その他の保証金等の正確な把握を行うこと。
- ② 会社財産（資産、負債及び純財産の額）の正確な把握を行うこと。
- ③ 投資者から預託を受けた証拠金その他の保証金等について保全を図るとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。
- ④ 投資者の間における公平に配慮しつつ、投資者の保護に万全の措置を講じること。
- ⑤ 上記（1）の業務停止命令について、店頭及びホームページに表示する等、投資者への周知徹底を適切に行うとともに、投資者への適切な対応に配慮すること。

連絡・問い合わせ先
関東財務局 理財部証券監督第 1 課
048-600-1155